

安全管理規程

- 平成 25 年 12 月 1 日 安全管理規程策定実施
- 平成 25 年 12 月 1 日 安全統括管理者選任
- 平成 27 年 1 月 13 日 安全管理規程変更届出
- 平成 27 年 1 月 13 日 安全統括管理者変更届出

株式会社あづま交通

株式会社あづま交通 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法第二十二条及び第二十九条の三の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に関わる業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条

- 1 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する現場の声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じるこ

と。

- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成するため、第四条に規定する重点施策ごとに、輸送の安全を確保するため必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第七条

- 1 社長は、輸送の安全の確保についての最終的な責任を有する。
- 2 経営トップは、輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関する安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条

- ① 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- ② 営業所長は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。
- ③ 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、安全統括管理者不在時、重大な事故、災害等の発生時を含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条

- ① 取締役のうち旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- ② 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 心身の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を作成し、及び実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、及び必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な意見を述べる等改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるように、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるように、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に

行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されようように努める。また、安全性を損なうような事態を発見したときは、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条

- ① 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
- ② 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- ③ 安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- ④ 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条

- ① 安全統括管理者は、自ら又は実施責任者を指定して、少なくとも年に一回以上、適切な時期を定めて、安全マネジメントの実施状況等輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- ② 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、また、必要に応じて、当面必要な是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条

- ① 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告若しくは前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合又は輸送の安全の確保のために必要と認

める場合は、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- ② 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項について、更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条

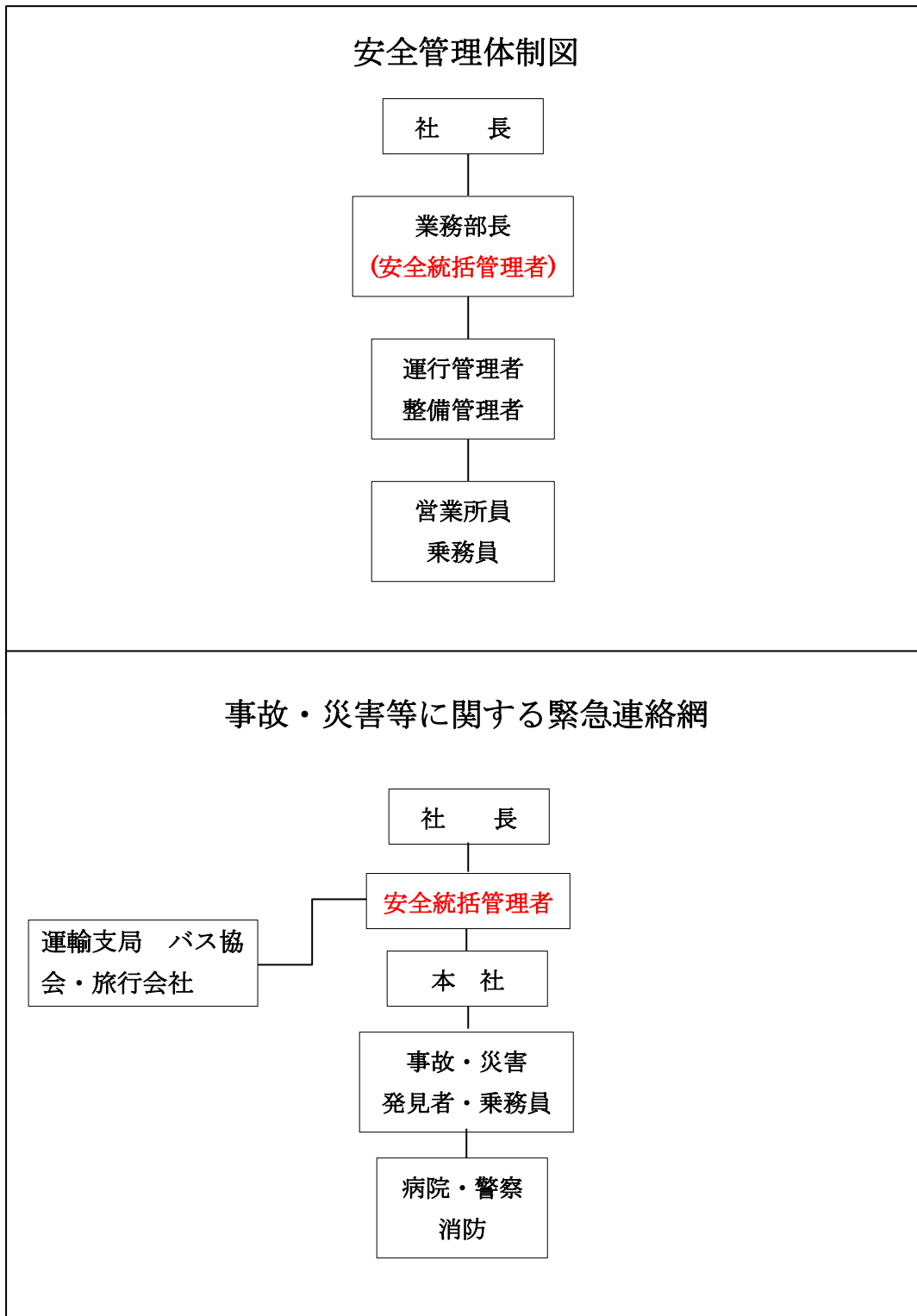
- ① 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度終了後100日以内に公表する。(注：公表は営業所やバス車内への掲示でも可)
- ② 事故発生後における再発防止対策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告したときは、速やかに公表する。(注：公表は営業所やバス車内への掲示でも可)

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条

- ① 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- ② 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の概要、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、3年間適切に保存する。

輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



運輸安全マネジメント委員会設置規程

制定 平成 25 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 本規程は、安全管理規程第 12 条に定める「輸送の安全に関する情報が適切に伝達され、共有される」ことを目的に設置した「運輸安全マネジメント委員会」に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 道路運送法第 22 条及び第 29 条の 3 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、達成するために社内に事務局を設置する。
事務局の代表は安全統括管理者が努め、社長、専務、含めた 5 名で構成する。

(委員会の開催)

第 3 条 委員会は最低年に 1 回以上開催するものとする。
但し、重大事故、災害が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合や、その他特に必要と認められる場合は緊急に招集することができる。

社内監査規程

制定 平成 25 年 12 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程という。」）は輸送の安全を確保するため、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、輸送の安全に関する内部監査の実施要領を定める。

(実施要領) 内部監査の基本的要領は次に定める。

1 実施責任者

安全統括管理者及び運行管理者が実施するものとする。

2 ・最低年に 1 回以上実施する。

・重大事故及び災害等で事故が発生した場合は、緊急に実施することがある。

3 報告・改善

安全統括管理者は、改善すべき事項が認められた時は、その内容を速やかに経営

トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のための必要な方策を検討し、是正措置を講ずること。

(監査内容)

第3条 内部監査の項目については次のとおりとする。

1 規則帳票類の整備

- ①運行管理規程
- ②整備管理規程
- ③安全管理規程
- ④運行、整備管理者の選任届及び定期研修の受講状況
- ⑤危険物保安監督者及び衛生管理者の選任届
- ⑥乗務員台帳

2 運行関係

- ①点呼簿、乗務記録簿
- ②チャート紙の保管および解析指導
- ③事故報告書（保存期間は3年間）
- ④経路調査表

3 異常気象時等による措置

- ①気象情報、道路状況の収集と把握
- ②暴風雨警報等の伝達方法の整備
- ③避難箇所の指定と依頼、連絡方法
- ④運行中止の指示、連絡方法

4 過労防止

- ①拘束時間の限度と休息時間の確保
- ②運転時間の限度と休息時間（翌日の運行の間）
- ③時間外、休日労働の限度
- ④交代運転者の配置基準

5 休息場所及び仮泊施設

- ①施設の保守管理
- ②寝具、設備等の衛生維持管理

6 車両管理

- ①定期点検の計画、実施状況及び点検記録簿の記録、保管状況

- ②日常（運行前）点検の実施状況
- ③車輛台帳の記録、保管
- ④現車確認、手入れ状態、消火器、緊急箱等保守管理状況

7 健康管理

- ①健康診断の受診情報及び結果の把握と追跡個人指導
- ②健康状態の把握、疾病、疲労、薬物服用等のある乗務員の乗務禁止

8 乗務員の指導

- ①事故防止についての指導状況
- ②事故惹起者に対する指導
- ③飲酒運転防止についての指導
- ④事故発生時、テロ発生時の連絡体制、指示体制
- ⑤適性診断の受診及び結果に基づく指導
- ⑥個人指導及び特別指導の状況、記録

9 苦情処理

- ①苦情処理台帳の整備及び苦情についての対応状況
- ②苦情に対する乗務員指導及び是正措置